省　令

○法務省令第四十号

不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月十八日

法務大臣　三好　雅子

第一条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
第五条　［略］ 2　水戸地方法務局筑西出張所管内茨城県筑西市に属する地域（令和二年七月一日に茨城県下妻市から編入された地域に限る。）内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、水戸地方法務局下妻支局で取り扱わせる。 3　水戸地方法務局下妻支局管内茨城県下妻市に属する地域（令和二年七月一日に茨城県筑西市から編入された地域に限る。）内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、水戸地方法務局筑西出張所で取り扱わせる。	**第五条**　［同上］ ［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載及びその標記部分に二重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記である。	［項を加える。］

第二条　登記事務委任規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
第五条　［略］ 2　［略］ ［項を削る。］	**第五条**　［同上］ 2　［同上］ 3　水戸地方法務局下妻支局管内茨城県下妻市に属する地域（令和二年七月一日に茨城県筑西市から編入された地域に限る。）内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、水戸地方法務局筑西出張所で取り扱わせる。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

第三条　登記事務委任規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
第五条　［略］ ［項を削る。］	**第五条**　［同上］ 2　水戸地方法務局筑西出張所管内茨城県筑西市に属する地域（令和二年七月一日に茨城県下妻市から編入された地域に限る。）内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、水戸地方法務局下妻支局で取り扱わせる。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和二年七月一日から施行する。ただし、第二条の規定は同月七日から、第三条の規定は同月八日から施行する。